

様式第二十六号（第十二条の十一の十二関係）

産業廃棄物処理施設 譲受け 借受け 許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 〒

住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）

（FAX）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
譲受け等の許可の年月日	年 月 日
譲受け等の許可番号	
事務処理欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍 住所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

備考

- 欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 長崎県知事が定める部数を提出すること。
正本1部(本課用)、副本2部(保健所控え1部、申請者控え1部)
(県外、長崎市及び佐世保市内に事業場を有する方が直接廃棄物対策課へ申請する場合は、保健所控えは不要です。)

手数料欄